

様式

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「宗像市子ども基本条例改正（案）」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

条例案の名称	宗像市子ども基本条例改正（案）	
改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律で規定された「保護者による体罰禁止」を追加する。 ・ 市民等及び子ども関係施設の役割に虐待通告を追加し、通告に係る周知を図る。 	
実施期間	令和4年1月7日（金）～令和4年2月7日（月）	
意見提出状況	1人	1件
提出された意見の内容及びその回答	別紙「宗像市子ども基本条例改正（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答」のとおりです。	
問合せ先	教育子ども部 子ども育成課 子ども育成係 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所（西館1階） TEL：0940-36-1214 FAX：0940-37-3046 メール：k-ikusei@city.munakata.lg.jp	

様式

宗像市子ども基本条例改正（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
<p>第10条 第4項</p>	<p>児童虐待の通告義務を一般市民に課しているが、通告義務は、子どもに関わる職業の者（子どもの権利救済委員、教職員等）、子ども本人、子どもの友人、親族等に限定した方がよい。</p> <p>無責任な第三者に通告義務付けすることは、思わぬ問題を招くのではないか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>「児童虐待の防止等に関する法律」第6条第1項に、児童虐待に係る通告義務の規定があり、通告者の範囲に限定はありません（「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに・・・通告しなければならない。」と規定）。</p> <p>今回の条例改正では、この法定の通告義務を「市民等の役割」に明記することで、市民等へ通告義務を周知し、児童虐待の早期発見及び早期対応につなげることを目的としています。</p> <p>また、本条例では市民等を含めた市全体で子どもにやさしいまちづくりを行うことを目指しており、一般市民の児童虐待防止への意識を高めることは重要であると考えています。</p>